

Ⅱ 価格の決定

1 指標価格

機構業務の基礎となる 19 でん粉年度に適用されるでん粉調整基準価格については、価格調整法第 26 条の規定に基づき、食料・農業・農村基本政策審議会の意見を平成 19 年 9 月 6 日に聴取した上で同月 14 日に次のとおり告示された。

○ でん粉調整基準価格 1,000 キログラムにつき 141,010 円

2 指定でん粉等関係決定価格

(1) 調整率

19 でん粉年度に適用される価格調整法第 31 条第 1 項第 1 号の規定に基づき農林水産大臣の定める率（指定でん粉等調整率）は、平成 19 年 9 月 14 日に次のとおり告示された。

○ 指定でん粉等調整率 100 分の 6.493

(2) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定でん粉等の機構買入価格は、価格調整法第 29 条に基づき、当該指定でん粉等がでん粉の場合には、その輸入申告時に適用される平均輸入価格と規定されており、同法第 28 条及び同法施行令第 39 条及び 40 条の規定に基づき、3 ヶ月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（第 1 表）

・適用期間 平成 19 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで

1,000 キログラムにつき 51,670 円（平成 19 年 9 月 28 日告示）

・適用期間 平成 20 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで

1,000 キログラムにつき 56,140 円（平成 19 年 12 月 28 日告示）

(3) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第 31 条第 1 項に基づき、当該指定でん粉等がでん粉の場合には、でん粉調整基準価格とその輸入申告時に適用される平均輸入価格との差額に指定でん粉調整率を乗じた額に平均輸入価格を加えた額が 3 ヶ月ごとに算定された。

3 国内産いもでん粉関係決定価格

(1) でん粉原料用いも交付金の単価

でん粉原料用いも交付金の単価は、価格調整法第 34 条第 2 項に基づき、対象でん粉原料用いも生産者が生産したでん粉原料用いもの標準的な生産費の額から対象国内産いもでん粉製造事業者への標準的な売渡しの価格に相当する額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が品種別に定めることとなっている。

平成 19 年産については、次のように告示された。

指定地域	品 種	単 価
茨城県及び千葉県 の区域	アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、サツマスターチ、シロサツマ、ダイチノユメ及びハイスターチ	1,000 キログラムにつき 24,150 円
	サツマアカ、シロユタカ、タマユタカ、農林一号、農林二号及びミナミユタカ	1,000 キログラムにつき 19,850 円

	その他の品種	1,000 キログラ ムにつき 15,550 円
宮崎県及び 鹿児島県の区域	アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、 サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、 シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及 びミナミユタカ	1,000 キログラ ムにつき 25,960 円
	その他の品種	1,000 キログラ ムにつき 24,150 円

(2) 国内産いもでん粉交付金の単価

国内産いもでん粉交付金の単価は、価格調整法第 36 条第 2 項に基づき、農林水産省令で定める国内産いもでん粉の種類に応じて、対象でん粉原料用いも生産者が生産したでん粉原料用いもの標準的な買入れの価格に相当する額（その額が当該でん粉原料用いもの標準的な生産費の額を超えるときは、その標準的な生産費の額）に、でん粉原料用いもの買入れ及びこれを原料とする国内産いもでん粉の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額から、政令に定めるところにより、輸入に係るでん粉につき価格調整法第 31 条第 1 項第 1 号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎として算出される額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が定めることとなっている。

平成 19 年産については、ばれいしょでん粉及びかんしょでん粉の国内でん粉交付金単価は、ともに平成 19 年 9 月 28 日に次のように告示された。

ア ばれいしょでん粉

1,000 キログラムにつき 15,938 円

イ かんしょでん粉

1,000 キログラムにつき 22,110 円

第1表 でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額の推移

(単位：円/トン)

年度		区 分 期間	平 均 輸 入 価 格 (買 入 価 格)	売 戻 価 格	売 買 差 額
19 事 業 年 度	19 で ん 粉 年 度	19年 10～12月	51,670	57,471	5,801
		20年 1～3月	56,140	61,651	5,511